

御坊総合運動公園冒険広場大型アスレチック遊具購入仕様書

1. 件名

御坊総合運動公園冒険広場大型アスレチック遊具購入

2. 目的

本件は、御坊総合運動公園冒険広場内の砂場へ、子どもたちが幅広く楽しく遊べ、本公園の新たなシンボルとなるような大型アスレチック遊具を設置することを目的とする。

3. 期間

~~契約締結の日~~ **本契約成立日**の翌日から令和7年3月31日までとする。

4. 遊具設置に関する遵守事項

【遊具に関する事項】

- (1) 遊具の基準は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（国土交通省）及び「遊具の安全に関する規準」（（一社）日本公園施設業協会）に準拠すること。
- (2) 大型アスレチック遊具使用者の安全性に配慮した配置とすること。
- (3) 大型アスレチック遊具の使用期間が長寿命化するように耐久性の優れたものとする。
- (4) 大型アスレチック遊具は、維持管理（交換・修理）がしやすい材質、構造とすること。
- (5) 下記「5. 最低限必要な遊具」は、必ず設置すること。
- (6) 大型アスレチック遊具は、すべてカタログ等に記載されたものを採用すること。
- (7) 今回、設置する遊具に起因して生じた損害を賠償する保険（公園施設団体賠償責任保険[同等保険可]）に加入すること。

【施工に関する事項】

- (1) 現場での施工は、日祝日は休工とする。
- (2) 現場より発生する建設副産物については、法令を遵守し適正に処分すること。
- (3) 工事用車両等の出入りがある時は、出入口等に交通誘導員を配置すること。
- (4) 工事区域は、フェンス等で囲い、第3者が工事区域内に立ち入る事がないようにすること。

5. 遊具設置に関する仕様

最低限必要な遊具等は次のとおりとする。

- (1) 6～12歳向け大型アスレチック遊具
- (2) その他 見積限度額内で遊具等の提案を行うこと。